

# 2023年漁業センサス結果（概数値）

－ 海面漁業調査-漁業経営体調査 －

（調査期日 令和5年11月1日現在）

（山形県分）

令和6年8月

山形県みらい企画創造部統計企画課

# 目 次

調査の概要	1
I 調査結果の概要	5
1 漁業経営体数	5
(1) 漁業経営体数	5
(2) 経営体階層別経営体数	6
(3) 主とする漁業種類別経営体数	6
(4) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数	7
(5) 個人経営体数	7
2 漁業就業者数	8
(1) 漁業就業者数	8
(2) 性別・年齢別漁業就業者数	8
3 漁船隻数	9
II 付 表	
1 漁業経営体の基本構成	10
2 経営体階層別経営体数	10
3 主とする漁業種類別経営体数	11
4 経営体組織別経営体数	11
5 自家漁業の専兼業別経営体数	11
6 後継者の有無別個人経営体数	11
7 性別・年齢別漁業就業者数	12
8 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	12

## 調 査 の 概 要

### 1 漁業センサスの目的

漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）として、我が国の漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### 2 調査体系

調査の種類		調査の系統	調査期日
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 — 都道府県 — 市区町村 — 統計調査員 — 調査対象	令和 5 年 11 月 1 日現在
	海面漁業地域調査	農林水産省 — 民間事業者 — 調査対象…①	同 上
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 — 地方組織 — (統計調査員) — 調査対象…②	同 上
	内水面漁業地域調査	上記①に同じ	同 上
流通加工 調査	魚市場調査	上記①に同じ	令和 6 年 1 月 1 日現在
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	上記②に同じ	

※海面漁業調査漁業経営体調査の具体的な調査の範囲は、海面に沿う鶴岡市、酒田市、遊佐町の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体について行った。

※海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査については、農林水産省が所管。内水面漁業調査内水面漁業経営体及び流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査は東北農政局が所管。

### 3 調査の方法

海面漁業調査漁業経営体調査は、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

#### 4 用語等の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
調査期日前1年間	令和4年11月1日から令和5年10月31日の期間
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したものをいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。

漁業就業者	<p>満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。</p>
個人経営体の自家漁業のみ	<p>漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p>
漁業従事役員	<p>団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。</p>
漁業雇われ	<p>なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。 漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p>
新規就業者	<p>調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。</p>
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	<p>推進機関を付けない漁船をいう。</p>
船外機付漁船	<p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。</p>
動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。</p>

個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
後継者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

ここで解説した用語以外のものについては、以下の農林水産省ホームページを参照ください。  
URL: <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/yougo/index.html>

## 5 利用上の注意

- (1) この資料の数値は概数値であり、確定値については令和6年度中の刊行を予定している結果報告書で公表する。
- (2) 構成比については小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。
- (3) 表中に使用した記号は、次のとおりである。
  - 「—」：事実のないもの
  - 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
  - 「△」：負数又は減少したもの

# I 調査結果の概要

## 1 漁業経営体数

### (1) 漁業経営体数

令和5年の漁業経営体数は209経営体で、平成30年（「2018 漁業センサス」以下同じ）に比べ75経営体（△26.4%）減少した。令和5年の減少率は、平成30年の減少率を5.5ポイント上回った。

市町別に見ると鶴岡市が37経営体（△20.3%）、酒田市が30経営体（△35.3%）、遊佐町が8経営体（△47.1%）それぞれ減少した。

図1 漁業経営体数の推移

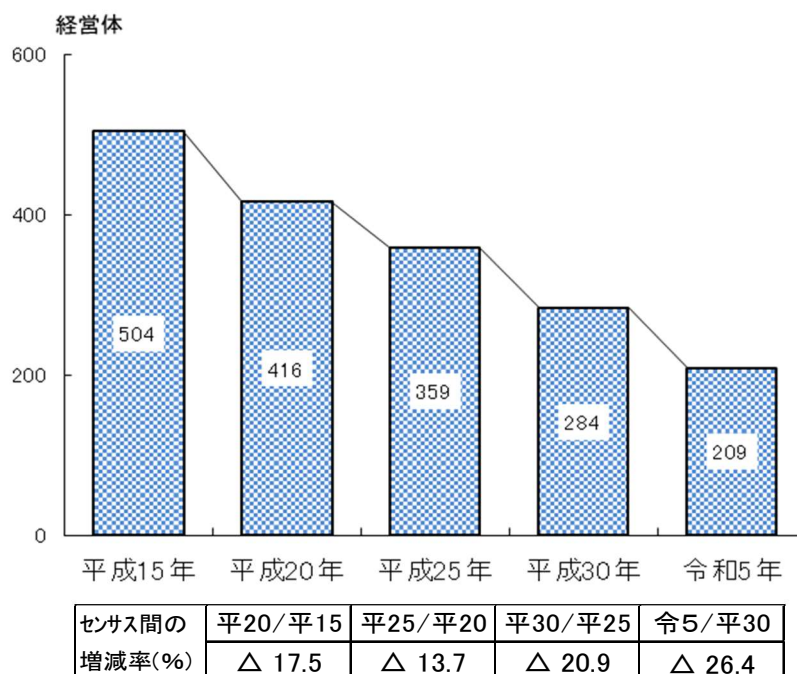


表1 市町別経営体数

単位:経営体

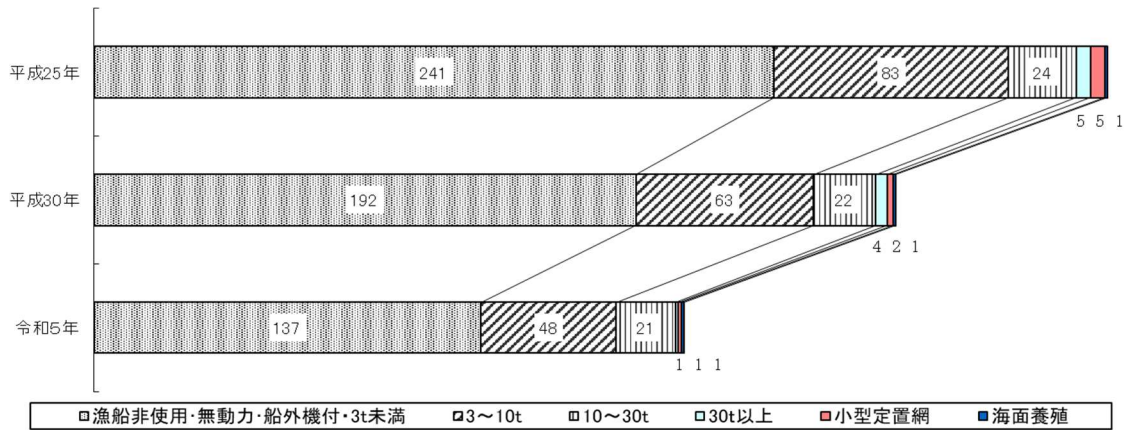
年次		県計	鶴岡市	酒田市	遊佐町
平成25年		359	198	128	33
平成30年		284	182	85	17
令和5年		209	145	55	9
増減率(%)	平30/平25	△ 20.9	△ 8.1	△ 33.6	△ 48.5
	令5/平30	△ 26.4	△ 20.3	△ 35.3	△ 47.1

(2) 経営体階層別経営体数

経営体階層別の経営体数は、「漁船非使用・無動力・船外機付・3t未満」が137経営体（構成比65.6%）、「3～10t」が48経営体（同23.0%）、「10～30t」が21経営体（同10.0%）、「30t以上」が1経営体（同0.5%）、「小型定置網」が1経営体（同0.5%）、「海面養殖」が1経営体（同0.5%）となっている。

平成30年に比べ「漁船非使用・無動力・船外機付・3t未満」が55経営体（△28.6%）、「3～10t」が15経営体（△23.8%）、「10～30t」が1経営体（△4.5%）、「30t以上」が3経営体（△75.0%）、「小型定置網」が1経営体（△50.0%）それぞれ減少した。「海面養殖」は変動がなかった。

図2 経営体階層別経営体数

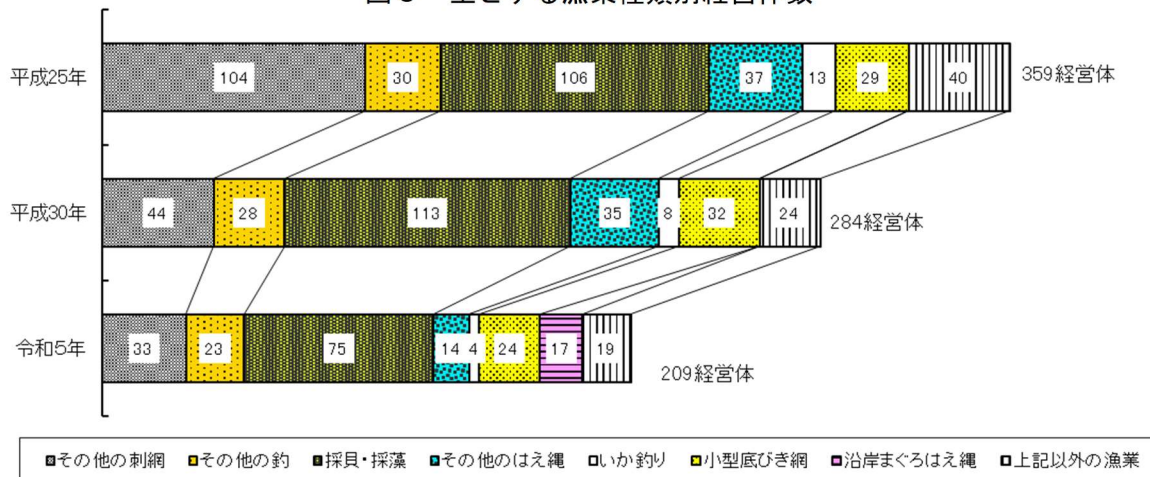


(3) 主とする漁業種類別経営体数

主とする漁業種類別の経営体数は、「採貝・採藻」が75経営体（構成比35.9%）で最も多く、次いで「その他の刺網」が33経営体（同15.8%）、「小型底びき網」が24経営体（同11.5%）、「その他の釣」が23経営体（同11.0%）、「沿岸まぐろはえ縄」が17経営体（同8.1%）、「その他のはえ縄」が14経営体（同6.7%）などとなっている。

平成30年に比べて「その他のはえ縄」が21経営体（△60.0%）、「いか釣り」が4経営体（△50.0%）、「採貝・採藻」が38経営体（△33.6%）、「その他の刺網」が11経営体（△25.0%）、「小型底びき網」が8経営体（△25.0%）、「その他の釣」が5経営体（△17.9%）それぞれ減少した。「沿岸まぐろはえ縄」は17経営体（皆増）増加した。

図3 主とする漁業種類別経営体数





(4) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数

漁獲物・収穫物の販売金額規模別の経営体数は、「100～500万円」が80経営体(構成比38.3%)で最も多く、次いで「100万円未満」が78経営体(同37.3%)、「500～1,000万円」が19経営体(同9.1%)、「2,000～5,000万円」が16経営体(同7.7%)などとなっている。

表2 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数、構成比

販売金額規模	経営体数			構成比(%)		
	平成25年	平成30年	令和5年	平成25年	平成30年	令和5年
計	359	284	209	100.0	100.0	100.0
販売金額なし	3	6	3	0.8	2.1	1.4
100万円未満	159	109	78	44.3	38.4	37.3
100～500万円	121	114	80	33.7	40.1	38.3
500～1,000万円	36	17	19	10.0	6.0	9.1
1,000～2,000万円	7	7	8	1.9	2.5	3.8
2,000～5,000万円	24	25	16	6.7	8.8	7.7
5,000～1億円	8	1	3	2.2	0.4	1.4
1～10億円	1	5	2	0.3	1.8	1.0

(5) 個人経営体数

個人経営体数は204経営体で、平成30年に比べて67経営体(△24.7%)減少した。

個人経営体を自家漁業の専業兼業別にみると、専業が129経営体(構成比63.2%)、第1種兼業が36経営体(同17.6%)、第2種兼業が39経営体(同19.1%)となっている。

平成30年に比べ専業が13経営体(11.2%)増加し、第1種兼業は49経営体(△57.6%)、第2種兼業が31経営体(△44.3%)それぞれ減少となっている。

表3 自家漁業の専業別経営体数、構成比

	経営体数			令5/平30 増減率 (%)	構成比(%)		
	平成25年	平成30年	令和5年		平成25年	平成30年	令和5年
計	342	271	204	△ 24.7	100.0	100.0	100.0
専業	133	116	129	11.2	38.9	42.8	63.2
第1種兼業	129	85	36	△ 57.6	37.7	31.4	17.6
第2種兼業	80	70	39	△ 44.3	23.4	25.8	19.1

## 2 漁業就業者数

### (1) 漁業就業者数

漁業就業者数は292人で、平成30年に比べ76人(△20.7%)減少した。

漁業就業者数を自家漁業のみ・漁業雇われ別にみると、「個人経営体の自家漁業のみに従事した者」は209人(構成比71.6%)、「団体経営の責任のある者」は4人(同1.4%)、「漁業雇われ」は79人(同27.1%)となっている。平成30年に比べそれぞれ31人(△12.9%)、10人(△71.4%)、35人(△30.7%)減少した。

表4 自家漁業のみ・漁業雇われ別漁業就業者数

	就業者(人)			令5/平30 増減率(%)	構成比(%)		
	平成25年	平成30年	令和5年		平成25年	平成30年	令和5年
計	474	368	292	△20.7	100.0	100.0	100.0
個人経営体の 自家漁業のみ	293	240	209	△12.9	61.8	65.2	71.6
団体経営体の 責任のある者	...	14	4	△71.4	...	3.8	1.4
漁業雇われ	181	114	79	△30.7	38.2	31.0	27.1

注:平成30年調査より「漁業雇われ」から「団体経営体の責任のある者」を分離して新たに調査項目として設定している。

平成25年の「漁業雇われ」には「団体経営体の責任のある者」が含まれている。

### (2) 性別・年齢別漁業就業者数

漁業就業者(292人)のうち、男性は286人(構成比97.9%)、女性は6人(同2.1%)で、平成30年に比べ男性が72人(△20.1%)、女性が4人(△40.0%)それぞれ減少した。

年齢階層別にみると、「65歳以上」が161人(構成比55.1%)と最も多く、「50～59歳」が42人(同14.4%)、「39歳以下」が40人(同13.7%)、「40～49歳」が25人(同8.6%)、「60～64歳」が24人(同8.2%)の順となっており、65歳以上の占める割合は平成30年の51.1%を4.0ポイント上回っている。

表5 性別・年齢別漁業就業者数

単位:人

年次	漁業就業者数			年齢別						
	計	男性	女性	計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	
平成25年	474	462	12	474	57	43	51	82	241	
平成30年	368	358	10	368	51	44	41	44	188	
令和5年	292	286	6	292	40	25	42	24	161	
構成比(%)	平成25年	100.0	97.5	2.5	100.0	12.0	9.1	10.8	17.3	50.8
	平成30年	100.0	97.3	2.7	100.0	13.9	12.0	11.1	12.0	51.1
	令和5年	100.0	97.9	2.1	100.0	13.7	8.6	14.4	8.2	55.1

### 3 漁船隻数

漁業経営体が、調査期日前1年間に使用し、調査日現在保有している漁船の隻数は268隻で、平成30年に比べ127隻(△32.2%)減少した。

種類別にみると、動力漁船が140隻(構成比52.2%)、船外機付漁船が128隻(同47.8%)、無動力漁船が0隻となっている。

平成30年に比べて動力漁船が37隻(△20.9%)、船外機付漁船が89隻(△41.0%)、無動力漁船は1隻(皆減)減少した。

動力漁船について、トン数規模別に平成30年と比べると、「1t未満」が7隻(△33.3%)、「1～3t未満」が15隻(△20.8%)、「3～5t未満」が8隻(△18.2%)、「5～10t未満」が3隻(△20.0%)、「10～20t未満」が1隻(△4.8%)、「100～200t未満」が3隻(△75.0%)それぞれ減少した。

図4 漁船隻数の推移

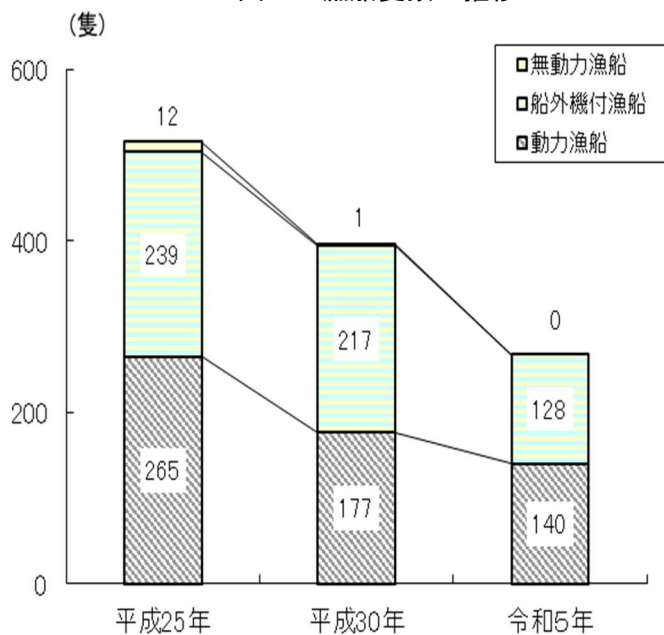


表6 トン数規模別動力漁船隻数

単位: 隻

トン数規模	総隻数			令5-平30 増減数	構成比(%)		
	平成25年	平成30年	令和5年		平成25年	平成30年	令和5年
動力漁船計	265	177	140	△37	100.0	100.0	100.0
1t未満	47	21	14	△7	17.7	11.9	10.0
1～3t	111	72	57	△15	41.9	40.7	40.7
3～5t	61	44	36	△8	23.0	24.9	25.7
5～10t	18	15	12	△3	6.8	8.5	8.6
10～20t	22	21	20	△1	8.3	11.9	14.3
20～30t	1	-	-	-	0.4	-	-
30～50t	-	-	-	-	-	-	-
50～100t	-	-	-	-	-	-	-
100～200t	5	4	1	△3	1.9	2.3	0.7
200～500t	-	-	-	-	-	-	-
500t以上	-	-	-	-	-	-	-

## Ⅱ 付 表

### 1 漁業経営体の基本構成

区分	漁業経営体数	漁 船			
		無動力漁船隻数	船外機付漁船隻数	動力漁船	
				隻数	トン数
平成30年	経営体 284	隻 1	隻 217	隻 177	トン 1,366.5
令和5年	209	-	128	140	802.2
増減率(%)	△ 26.4	皆減	△ 41.0	△ 20.9	△ 41.3

### 2 経営体階層別経営体数

単位:経営体

区分	漁業経営体数	漁船非使用	漁 船 使 用					
			無動力漁船のみ	船外機付漁船	1トン未満	1～3	3～5	5～10
平成30年	284	5	1	126	7	53	47	16
令和5年	209	3	-	77	6	51	36	12
増減率(%)	△ 26.4	△ 40.0	皆減	△ 38.9	△ 14.3	△ 3.8	△ 23.4	△ 25.0

### 2 経営体階層別経営体数(つづき)

単位:経営体

区分	漁 船 使 用 (つづき)							
	10～20	20～30	30～50	50～100	100～200	200～500	500～1000	1000～3000
平成30年	22	-	-	-	4	-	-	-
令和5年	21	-	-	-	1	-	-	-
増減率(%)	△ 4.5	-	-	-	△ 75.0	-	-	-

### 2 経営体階層別経営体数(つづき)

単位:経営体

区分	3000トン以上	大型定置網	小型定置網	海 面 養 殖				
				まだい養殖	ひらめ養殖	その他の魚類養殖	その他の貝類養殖	こんぶ養殖
平成30年	-	-	2	-	-	1	-	-
令和5年	-	-	1	-	-	-	1	-
増減率(%)	-	-	△ 50.0	-	-	皆減	皆増	-

3 主とする漁業種類別経営体数

単位：経営体

区分	漁業経営体数	計	底びき網		船びき網	刺網		大型定置網
			沖合底びき網	小型底引き網		さけ・ます流し網	その他の刺網	
平成30年	284	283	1	32	3	2	44	-
令和5年	209	208	1	24	3	-	33	-
増減率(%)	△ 26.4	△ 26.5	0.0	△ 25.0	0.0	皆減	△ 25.0	-

3 主とする漁業種類別経営体数(つづき)

単位：経営体

区分	さけ定置網	小型定置網	その他の網漁業	はえ縄		釣		採貝・採藻
				沿岸まぐろはえ縄	その他のはえ縄	いか釣	その他の釣	
平成30年	-	2	5	-	35	8	28	113
令和5年	-	1	3	17	14	4	23	75
増減率(%)	-	△ 50.0	△ 40.0	皆増	△ 60.0	△ 50.0	△ 17.9	△ 33.6

3 主とする漁業種類別経営体数(つづき)

単位：経営体

区分	その他の漁業		計	海面養殖				こんぶ養殖
	前記以外の漁業種類計	計		まだい養殖	ひらめ養殖	その他の魚類養殖	その他の貝類養殖	
平成30年	10	-	1	-	-	1	-	-
令和5年	10	-	1	-	-	-	1	-
増減率(%)	0.0	-	0.0	-	-	皆減	皆増	-

4 経営体組織別経営体数

単位：経営体

区分	計	個人経営体	会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
平成30年	284	271	5	-	-	6	2
令和5年	209	204	3	-	-	1	1
増減率(%)	△ 26.4	△ 24.7	△ 40.0	-	-	△ 83.3	△ 50.0

5 自家漁業の専業別経営体数

6 後継者の有無別個人経営体数

単位：経営体

単位：経営体

区分	計	専業 (自家漁業のみ)	兼業		計	後継者あり	後継者なし
			第1種兼業 (自家漁業が主)	第2種兼業 (自家漁業が従)			
平成30年	271	116	85	70	271	34	237
令和5年	204	129	36	39	204	26	178
増減率(%)	△ 24.7	11.2	△ 57.6	△ 44.3	△ 24.7	△ 23.5	△ 24.9

7 性別・年齢別漁業就業者数

単位:人

区分	漁業就業者数			年齢別												
	計	男性	女性	計	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	
平成30年	368	358	10	368	19	13	19	17	27	18	23	44	61	59	68	
令和5年	292	286	6	292	15	12	13	15	10	28	14	24	42	49	70	
構成比(%)	平成30年	100.0	97.3	2.7	100.0	5.2	3.5	5.2	4.6	7.3	4.9	6.3	12.0	16.6	16.0	18.5
	令和5年	100.0	97.9	2.1	100.0	5.1	4.1	4.5	5.1	3.4	9.6	4.8	8.2	14.4	16.8	24.0

8 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

単位:隻

区分	漁船総隻数	無動力漁船隻数	船外機付漁船隻数	動力漁船			
				計	1トン未満	1～3	3～5
平成30年	395	1	217	177	21	72	44
令和5年	268	-	128	140	14	57	36
増減率(%)	△ 32.2	皆減	△ 41.0	△ 20.9	△ 33.3	△ 20.8	△ 18.2

8 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数(つづき)

単位:隻

区分	動力漁船 (つづき)						
	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～200	200以上
平成30年	15	21	-	-	-	4	-
令和5年	12	20	-	-	-	1	-
増減率(%)	△ 20.0	△ 4.8	-	-	-	△ 75.0	-



☆ホームページURL（山形県統計企画課のホームページ）

[https://www.pref.yamagata.jp/020052/kensei/shoukai/soshikiannai/  
kikakushinko/020052/index.html](https://www.pref.yamagata.jp/020052/kensei/shoukai/soshikiannai/kikakushinko/020052/index.html)

お問い合わせ先

山形県みらい企画創造部統計企画課 経済統計担当

電話 （023）630-2184